

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市法定外道路条例第7条	許可の取消し等	用地課

1 処分基準は、次のとおりとする。

行為が次に掲げる用件のいずれかに該当する場合、許可若しくは承認を取り消し、変更し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却その他の必要な措置を命ずる事ができる。

- （1）条例又は条例に基づく処分に違反した者
- （2）偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者
- （3）前号に掲げるもののほか、法定外道路に関する工事その他公益上やむを得ない必要が生じたとき

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て
ください。